

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件の一部を改正する件

## 告 示

### 福島県告示第七百五十五号

民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件（昭和四十一年福島県告示第五百七十号）を次のように改正し、令和四年十二月一日から施行する。

令和四年十一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

表須賀川市の部を次のように改める。  
須賀川市

第一方部民生委員協議会の区域

六軒、四丁目、三丁目、大町、本町、八幡町、馬町、古屋敷、旭町、上町、南上町、東町、中町、加治町、天良町、池上町、宮先町、諏訪町、弘法坦、上北町、北町、新栄町、中宿第一、中宿川東、翠ヶ丘、守谷館、昭和町、緑町、和田池、自由ヶ丘、愛宕町、松が丘、芦田塚及び丸田町

第二方部民生委員協議会の区域

和田、浜尾及び前田川

第三方部民生委員協議会の区域

岩淵、泉田、保土原、稲及び松塚

第四方部民生委員協議会の区域

西川、袋田、森宿、越久、大桑原及び吉美根

第五方部民生委員協議会の区域

塩田、小倉、堤、江持及びあおば町

第六方部民生委員協議会の区域

仁井田、箱ヶ岡、滑川、向陽町、季の郷及び宮の杜

第七方部民生委員協議会の区域

小作田、市野関、日照田、田中、下小山田、上小山田、大栗、狸森及び雨田

第八方部民生委員協議会の区域

矢田野、木之崎、榊、堀込、横田、志茂、小中、長沼、江花、勢至堂、花の里、滝字赤土、滝字石妻山、滝字石妻、滝字石沼、滝字大新畑、滝字雁田、滝字北久保、滝字樟内、滝字才蔵田、滝字下河原、滝字志茂田、滝字白砂、滝字白砂山、滝字新田道東、滝字祖父子作、滝字高屋敷、滝字滝北、滝字滝西、滝字滝東、滝字大日前、滝字チャクノ下、滝字中原、滝字八升蒔六十八番地四、滝字八升蒔六十八番地七、滝字日向前、滝字日向山、滝字不動畑、滝字古屋敷、滝字本郷、滝字前田、滝字明神前、滝字向田、滝字守子塚及び滝字林之越

第九方部民生委員協議会の区域

大久保、矢沢、北横田、畑田、深渡戸、柱田、今泉、梅田、守屋、滝字北田、滝字清水尻、滝字重兵工山、滝字滝原、滝字殿曲輪、滝字八幡後、滝字八幡前、滝字八升蒔（第八方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、滝字馬重山、滝字馬場窪、滝字額取山、滝字深沢、滝字不動山、滝字屋敷東、滝字林ノ越山、滝字炭焼及び滝字向田山

表会津若松市の部を次のように改める。

会津若松市

第一方部民生委員協議会の区域

滝沢町のうち一番、二番一号から二十四号まで、三番一号から三号まで、三番六十九号、四番、五番一号から五十二号まで、五番七十八号から九十四号まで及び七番四十六号から五十八号まで、蚕養町のうち一番から三番まで、四番一号から十九号まで、五番から十一番まで、馬場本町、昭和町のうち一番及び二番三十二号から四十五号まで、相生町、行仁町、旭町、上町のうち一番十七号から三十三号まで、二番十九号から三十三号まで、三番十八号から三十二号まで、四番十七号から三十一号まで、五番十三号から三十三号まで及び六番から九番まで、宮町のうち二番十四号から二十六号まで、三番十三号から二十一、三号まで、四番十五号から四十一号まで、四番五十号、五番一号から三十二号まで、五番三十八号から五十四号まで、六番一号から二十六号まで、六番五十五号から五十七号まで、七番一号から五号まで、七番五十九号、九番七号から二十四号まで及び十番二十九号から四十二号まで、千石町（三番三十四号から四十三号まで、四番及び五番を除く。）、南千石町のうち一番十六号から三十一号まで、二番十九号から三十号まで及び三番二十五号から四十六号まで、中央一丁目のうち三番一号から四号まで、三番四十三号から四十六号まで、四番一号から四号まで、四番三十八号から四十八号まで、五番一号から三号まで及び五番三十八号から四十五号まで、中央二丁目（七番を除く。）、中央三丁目（二番から十番までを除く。）、八角町（十三番三十七号から四十五号までを除く。）、平安町、東千石二丁目一番一十八号及び五番八号から二十二号まで、桧町、

花畑東、飯盛二丁目のうち三番及び四番並びに馬場町のうち二番五号から三十八号まで、三番五号から三十五号まで、四番五号から三十七号まで及び五番五号から三十六号まで

#### 第二方部民生委員協議会の区域

馬場町(第一方部及び第三方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、上町(第一方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、宮町(第一方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、南千石町のうち一番一号から十五号まで、一番三十二号から五十六号まで、二番三号から十七号まで、二番四十号から五十一号まで及び三番一号から二十号まで、花春町(第八方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、宝町、天寧寺町のうち一番から五番まで(五番四十五号を除く。)、六番三十号から三十四号まで及び七番二十号から四十号まで、栄町のうち四番一号から四号まで、四番三十四号から五十一号まで、五番一号から六号まで、五番二十九号から四十九号まで、六番一号から五号まで、六番二十七号から三十四号まで、七番及び八番、東栄町(第三方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、徒之町、城前、城東町、追手町のうち三番から六番まで、花見ヶ丘二丁目、花見ヶ丘三丁目、花見ヶ丘三丁目、湯川南、天神町のうち一番十一号から五十三号まで、二番三十七号、二番三十八号、四番三号から十一号まで、五番二号から五十一号まで、五番七十号から八十号まで、六番から十番まで、十一番二十八号から三十五号まで及び十二番から二十一番まで、建福寺前のうち三番六号から九号まで、三番十二号、三番十三号及び四番一号から五号まで並びに門田町のうち黒岩字花見ヶ丘四百二十二番地から四百二十八番地まで

#### 第三方部民生委員協議会の区域

馬場町のうち一番十号から三十三号まで、中央一丁目(第一方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、大町一丁目(第四方部及び第五方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、大町二丁目(うち十四番二号から二十六号まで、中町(第五方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、栄町(第二方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、西栄町、東栄町のうち一番二十四号から四十八号まで、二番二十九号から四十四号まで、三番、四番六号から二十二号まで及び五番十一号から二十五号まで、追手町のうち一番、二番及び七番、山鹿町、米代一丁目、米代二丁目、南花畑、城南町、南町、錦町、表町、本町のうち一番、二番一号から二十九号まで、三番一号から五号まで、三番五十号、十番一号から三十二号まで、十番五十四号及び十一番十五号から二十四号まで、日新町のうち一番二号及び一番三十二号から四十三号まで、新横町並びに湯川町

#### 第四方部民生委員協議会の区域

中央二丁目(うち七番、中央三丁目(うち二番から十番まで、駅前町、石堂町、城北町、金川町、大町一丁目(うち一番三十三号から四十六号まで、二番五号から四十五号まで、三番六号から四十三号まで、四番、五番、六番九号から十八号まで及び七番五号から十四号まで、大町二丁目(十四番二号及び十四番二十六号を除く。)、七日町のうち一番十三号から二十五号まで、二番四十七号から五十一号ま

で、五番二十七号から三十四号まで、六番二十号から四十二号まで、七番二十号から二十七号まで、八番二十号から五十四号まで及び九番から十四番まで、西七日町のうち一番二十五号から五十四号まで、十二番、十三番及び十五番から十九番まで、扇町のうち百二番地及び百二十八番地、白虎町のうち一番地から十九番地まで及び百九十番地から二百三十番地まで、町北町のうち石堂字赤丘、藤室字藤室百七十五番地、百七十八番地及び藤室字藤室南、蚕養町のうち十番及び十一番一号から十六号まで並びに昭和町(第一方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)

#### 第五方部民生委員協議会の区域

大町一丁目(うち一番五号から三十二号まで、七日町(第四方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、西七日町のうち一番から十番まで、十一番一号から二十四号まで、十四番及び二十番から二十二番まで、八日町、五月町、中町のうち二十号から六十九号まで及び三番二十号から四十三号まで、日新町(第三方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、本町(第三方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、緑町、神指町のうち黒川字湯川東百六十二番地から二百十六番地まで並びに町北町のうち藤室字藤室七百二十七番地から七百三十七番地まで

#### 第六方部民生委員協議会の区域

御旗町、日吉町、材木町二丁目、材木町二丁目、住吉町(二十四番三十四号から三十九号までを除く。)、川原町、柳原町一丁目、柳原町二丁目、柳原町三丁目、柳原町四丁目、対馬館町、幕内東町、桜町、城西町、館脇町のうち一番から三番まで及び七番から十二番まで、門田町のうち日吉字丑淵、飯寺字村西二十四番地、徳久字竹之元八百五十二番地の十二、飯寺北二丁目(うち一番二十六号、一番三十八号、一番五十六号、一番五十七号、一番六十三号、一番六十四号、一番六十六号、三番二号から二十七号まで、三番三十六号から四十三号まで、三番六十八号から七十七号まで及び四番七号から十一号まで、幕内南町のうち一番、二番、三番二十号、七番五号、七番七号、八番二十四号、八番二十五号及び九番から十五番まで並びに神指町のうち南四合字幕内、南四合字幕内北、南四合字幕内南、南四合字幕内西、南四合字才ノ神、南四合字柳原、南四合字深川、南四合字深川東及び南四合字深川西

#### 第七方部民生委員協議会の区域

町北町(第四方部、第五方部及び第十二方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)

#### 第八方部民生委員協議会の区域

東山町、南千石町(第一方部及び第二方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、和田一丁目、和田二丁目、天寧寺町(第二方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、慶山一丁目、慶山二丁目、東千石一丁目、東千石二丁目(第一方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、東千石三丁目、花春町のうち七番四十六号から九十二号まで及び九番(十五号を除く。))並びに千石町(第一方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)

#### 第九方部民生委員協議会の区域

湊町

## 第十方部民生委員協議会の区域

一箕町、中島町、滝沢町（第一方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、蚕養町（第一方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、白虎町（第四方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、扇町（第四方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、山見町、居合町、堤町、鶴賀町、八角町十三番三十八号、飯盛一丁目、飯盛二丁目（第一方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、飯盛三丁目、大塚一丁目、大塚二丁目、北滝沢一丁目、北滝沢二丁目、松長一丁目、松長二丁目、松長三丁目、松長四丁目、松長五丁目及び松長六丁目

第十一方部民生委員協議会の区域  
高野町

## 第十二方部民生委員協議会の区域

神指町のうち上神指、下神指、中四合、北四合、天満、如来堂、小見、東城戸、東神指、横沼、西城戸、高久、高瀬、高瀬新田及び黒川（第五方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、橋本、橋本一丁目、橋本二丁目並びに町北町のうち中沢及び中沢西

## 第十三方部民生委員協議会の区域

門田町（第六方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、建福寺前（第二方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、館脇町（第六方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、館馬町、明和町、北青木、古川町、天神町（第二方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、東年貢一丁目、東年貢二丁目、西年貢一丁目、西年貢二丁目、飯寺北一丁目（第六方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、飯寺北二丁目、飯寺北三丁目、住吉町のうち二十四番三十四号から三十九号まで及び幕内南町（第六方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）

第十四方部民生委員協議会の区域  
大戸町

## 第十五方部民生委員協議会の区域

## 北会津町及び真宮新町

## 第十六方部民生委員協議会の区域

## 河東町

（社会福祉課）